

遠別町災害時要援護者避難支援計画

1 目的

この計画は、遠別町地域防災計画に基づき、地震や風水害その他の災害が発生した場合における要援護者の避難の支援に関し必要な事項を定め、迅速かつ安全な避難の実施に資することを目的とする。

2 要援護者の範囲

要援護者の範囲は、次のいずれかに該当する者であって、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者（家族等の介助により避難に支障がない方を除く。）とする。

- (1) 身体障害者のうち障害者手帳を有する者で、障害の程度が1級及び2級の者
- (2) 知的障害者のうち療育手帳を有する者で、障害の程度が㊤、㊤の1、㊤の2、Aの1及びAの2の者
- (3) 精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳を有する者で、障害の程度が1級及び2級の者
- (4) 要介護認定者で要介護3以上の者
- (5) 一人暮らしの高齢者
- (6) 高齢者のみの世帯
- (7) その他災害時に自力で避難することが困難な者

3 要援護者登録制度

- (1) 前項の要援護者の範囲にある者で、災害時の避難支援を希望する者は、遠別町災害時要援護者登録申請書兼外部提供同意書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、町長に提出するものとする。当該記載事項に変更が生じた場合も、同様とする。
- (2) 前号の場合において、当該個人情報をも町が町内会長等の関係機関等に提供することを承諾しない者は、申請書を提出する際に、その旨を申し出るものとする。
- (3) 前各号の規定による申請書の作成及び提出については、本人若しくは町内会長等に依頼して行うものとする。
- (4) 町長は、第2号の規定による申し出を行った機関へ、災害時要援護者の登録（別記第2号様式）を行うものとする。

4 要援護者の避難支援者

- (1) 要援護者ごとに避難支援者として、町内会等、同意を得たものを指定するものとする。
- (2) 避難支援者は、避難に関する発令があった場合は、その情報を要援護者に電話、戸別訪問、その他の方法により伝達し、避難誘導等の支援を行う。

5 避難場所の指定

- (1) 要援護者用の個別状況にあった避難場所を選定する。
- (2) 要援護者の状態に応じて、社会福祉施設等への緊急入所等ができるよう体制を整備する。

6 要援護者支援班の設置

福祉関係部局（生活課、社会福祉協議会）を中心に「災害時要援護者支援班」を設け、要援護者の避難支援業務を的確に実施する。

別記第1号様式

遠別町災害時要援護者名簿登録申請書兼外部提供同意書

住 所	遠別町字
ふりがな	
氏 名	
生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日生
電 話 番 号	
ファックス番号	
同居者の有無	いる・いない（※該当する方を○で囲んでください。）
自力避難が困難な理由	

平成 年 月 日

遠別町長 様

私は、遠別町災害時要援護者名簿に登録を希望するので上記のとおり申請します。

なお、本申請により登録される私の情報を記載した名簿について、災害対策での活用を目的に、下記支援機関へ事前に提供されることに同意します。

町内会	天塩警察署	消 防 署 遠別支署	遠別町 消防団	民生児童 委員協議会	遠別町社会 福祉協議会
-----	-------	---------------	------------	---------------	----------------

（※名簿の提供先は選択制です。名簿を提供してもよい支援機関には○をつけてください。○が付いていない支援機関には提供されません。）

申請者本人署名

代理署名 (続柄)

(※本人が直筆できない場合または未成年の場合は、代理の署名をお願いします。なお、代理署名者名及び続柄については名簿に登録されません。)

※この同意書の情報は、災害発生時に地域の援護により生命等の安全を図るもののほか、日頃の支援活動に利用するものであり、それ以外の用途に使用したり、提供同意以外に情報が洩れることはありません。

個別支援計画

避難支援者							
氏名		続柄		住所		電話	
氏名		続柄		住所		電話	
氏名		続柄		住所		電話	
情報伝達の流れ							
情報伝達での留意事項							
避難誘導時の留意事項（支援希望者 など）							
避難先での留意事項							
避難場所							
連絡先							
遠別町役場 7-2111							

